

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

条 例	公 告
○京都府議会委員会条例の一部を改正する 条例 (議会事務局) 363	○都市計画法に基づく工事完了 (乙訓土木事務所、山城北土木事務所) 365
告 示	公 安 委 員 会
○地方自治法第231条の2の3第1項の規 定により指定納付受託者を指定した告示 の一部改正 (会計課) 364	○警備員指導教育責任者講習の実施 /
○土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届 出区域の指定 (山城北保健所) /	○警備業法に基づく検定の実施 367
○道路の区域変更 (丹後土木事務所) /	○落札者の決定 368
	○一般競争入札の実施 /

## 本号で公布された条例のあらまし

### ◇京都府議会委員会条例の一部を改正する条例（京都府条例第18号）（議会事務局）

#### 1 改正の理由

新型コロナウイルス感染症のまん延や近年の自然災害の多発等の状況を踏まえ、委員会への委員の参集が困難な場合においても、オンライン方式により委員会を開催することができるよう所要の改正を行うものである。

#### 2 改正の内容

府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態の発生等により委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができることとした。（第12条の2関係）

#### 3 施行期日

令和4年5月31日

## 条 例

京都府議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第18号

京都府議会委員会条例の一部を改正する条例

京都府議会委員会条例（昭和31年京都府条例第54号）

の一部を次のように改正する。

第12条の次に次の1条を加える。

(開催方式の特例)

第12条の2 府民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある感染症のまん延を防止するため必要な措置を講じるべき場合又は大規模な災害その他の緊急事態が発生し、若しくはそのおそれがあることにより委員会を招集する場所に参集することが困難な委員がある場合において、委員長が必要と認めるときは、オンライン方式により委員会を開催することができる。

2 前項の「オンライン方式」とは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができる方法を用いた委員会の開催方式をいう。

3 第1項の規定により委員会が開催される場合において、委員(委員会を招集する場所の出席委員を除く。次項において同じ。)が前項に規定する方法を用いて委員会に参加するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

4 第2項に規定する方法を用いて委員会に参加した委員については、委員会に出席したものとみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

京都府告示第345号

地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した告示(令和4年京都府告示第237号)の一部を次のように改正する。

令和4年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

表に次のように加える。

株式会社ジェーシービー	東京都港区南青山5の1の22 青山ライズスクエア	4. 5. 1
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目33の5	〃

京都府告示第346号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和4年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

形質変更時要届出区域として指定する区域	土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の名称
宇治市小倉町老ノ木46の1の一部(次の図に示す部分に限る。)	鉛及びその化合物

(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府山城北保健所及び京都府府民環境部環境管理課において縦覧に供する。)

京都府告示第347号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和4年5月31日から令和4年6月14日まで縦覧に供する。

令和4年5月31日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 312号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延 長
京丹後市久美浜町佐野小字中ノ坪122の5から 京丹後市久美浜町野中小字中ノ上ミ105を経て 京丹後市久美浜町野中小字石峠10021の1まで	前	m 最小 6.8 最大 47.0	m 941.5
京丹後市久美浜町佐野小字中ノ坪122の5から 京丹後市久美浜町野中小字中ノ上ミ105を経て 京丹後市久美浜町野中小字石峠10021の1まで	後	最小 6.8 最大 47.0	941.5
京丹後市久美浜町佐野小字中ノ坪122の5から 京丹後市久美浜町野中小字竹ノ下タ375の2を経て 京丹後市久美浜町野中小字石峠10021の1まで		最小 9.8 最大 53.5	1113.8

4 縦 覧 場 所 京都府丹後土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

**公 告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和4年5月31日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
長岡京市金ヶ原勝坂4の2、5の5、金ヶ原芝18の4、市有地  
（関連区域）  
長岡京市高台西10の16の一部、10の19の一部、11の38の一部、11の39の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京都市西京区桂野里町41の7  
株式会社グランレブリー
- 2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
宇治市伊勢田町遊田69の1の一部、69の10の一部、69の11の一部、69の13、69の15の一部、69の16の一部、69の17、69の18、69の19の一部  
（関連区域）  
市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
宇治市大久保町北ノ山65の3  
平和住宅建設株式会社

- 3(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域  
京田辺市興戸郡塚39の5、39の6、40の2の一部、40の3、40の4、42の1、46の4の一部  
（関連区域）  
京田辺市興戸郡塚32の1の一部、40の1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称  
京田辺市東西神屋33  
カントリーハウス株式会社

**公 安 委 員 会**

京都府公安委員会告示第89号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「講習規則」という。）第6条第1項の規定による指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施する。

令和4年5月31日  
京都府公安委員会  
委員長 森 洋 一

1 講習の区分、種別、実施期間及び定員

区 分	種別	実 施 期 間	定員
法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）	新規取得講習	令和4年7月20日（水）から令和4年7月28日（木）まで（日曜日及び土曜日を除く。実施時間は、午前9時15分から午後4時45分まで）の7日間	30人
	追加取得講習	令和4年7月25日（月）から令和4年7月28日（木）まで（実施時間は、午前9時15分（講習の初日は、午後0時55分）から午後4時45分まで）の4日間	おおむね5人

- 2 講習場所  
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター
- 3 受講対象者
  - (1) 新規取得講習  
受講申込時において、次のいずれかに該当する者

に限る。

ア 最近5年間に1号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（1号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上1号警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講申込時において、1号警備業務以外の警備業務に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者であって、(1)のアからオまでのいずれかに該当するものに限る。

4 受講申込みの手續

(1) 事前申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「受講申込書」という。）を提出する前に、次により電話で事前申込みを行うこと。

なお、事前申込者の数が定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とし、事前申込者の数が定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

ア 受付期間

令和4年6月15日（水）から令和4年6月17日（金）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。

イ 申込先等

(ア) 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）

なお、受付専用電話以外での受付は、一切行

わない。

(イ) 申出事項

申込みに際しては、次の事項を申し出ること。

- a 受けようとする講習の種別
- b 事前申込者の氏名及び所属警備業者の営業所の名称
- c 連絡先電話番号
- d 受講申込書を提出する警察署（京都府内の警察署に限る。）の名称

ウ 受講者決定の通知

受講者に決定した者に対する通知は、令和4年6月21日（火）午後5時までに、電話により行う。

(2) 受講申込書の提出

受講者に決定した者は、次により受講申込書を提出すること。

ア 提出期間

令和4年6月29日（水）から令和4年7月1日（金）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

(ア) 受講申込書（受講申込書提出の日前6箇月以内に撮影した無帽・無背景の顔写真を貼付したもの） 1通

(イ) 3の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者であることを証明する次に掲げる書類

a 3の(1)のアに該当する者  
1号警備業務に従事していたことを証明する警備業者等が作成した証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書 各1通

b 3の(1)のイに該当する者  
1級検定の合格証明書の写し 1通

c 3の(1)のウに該当する者  
2級検定の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 各1通

d 3の(1)のエに該当する者  
旧1級検定の合格証の写し 1通

e 3の(1)のオに該当する者  
旧2級検定の合格証の写し及び警備業務従事証明書 各1通

(ウ) 追加取得講習を受けようとする者にあつては、1号警備業務以外の警備業務に係る指導教育責任者資格者証等の写し 1通

(エ) 代理人が受講申込書を提出する場合にあつては、受講者本人の委任状 1通

ウ 提出先

受講希望の際に提出先として申し出た警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

講習を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

5 受講手数料及び納付方法

(1) 受講手数料

- ア 新規取得講習 47,000円
- イ 追加取得講習 23,000円
- (2) 納付方法  
京都府収入証紙により、講習初日の受付の際に納付すること。
- 6 講習の委託先の名称及び所在地  
一般社団法人京都府警備業協会  
京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター4階
- 7 問合せ先  
京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）



京都府公安委員会告示第90号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和4年5月31日

京都府公安委員会  
委員長 森 洋 一

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
貴重品運搬警備業務2級	学科試験	令和4年8月31日（水）	午前9時から正午まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和4年10月1日（土）		京都市伏見区羽東師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

- (1) 学科試験
  - ア 警備業務に関する基本的な事項
  - イ 法令に関すること。
  - ウ 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
  - エ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (2) 実技試験

- ア 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。
- イ 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む。）。

- 3 受検定員  
20人
- 4 検定対象者  
検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 京都府内に住所地を有する者
  - (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者
- 5 受検申請の手続
  - (1) 事前申込み  
検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。
    - ア 受付期間  
令和4年7月25日（月）から令和4年7月27日（水）まで（受付時間は、午後1時から午後5時までとする。）とする。
    - イ 申込先  
京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）
    - ウ その他
      - (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
      - (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
      - (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。
  - (2) 検定申請書の提出
    - ア 提出期間  
令和4年8月8日（月）から令和4年8月10日（水）まで（提出時間は、午前9時から午後5時30分までとする。）とする。
    - イ 提出書類
      - (ア) 検定申請書 1通
      - (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
        - a 4の(1)として申請する場合  
住所地を疎明する書面 1通
        - b 4の(2)として申請する場合  
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
      - (ウ) 写真（検定申請書提出の前6箇月以内に撮影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚
      - (エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあつては、受検者本人の委任状 1通
    - ウ 提出先
      - (ア) 4の(1)として申請する場合



その者の住所地为管轄する警察署の生活安全課（係）

(イ) 4の(2)として申請する場合

その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

(1) 学科試験

受検票及び筆記具を持参すること。

(2) 実技試験

筆記具及び運動靴を持参すること。

なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料(16,000円)は、検定申請書の提出時に、京都府収入証紙により納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

京都府警察本部告示第57号

落札者を次のとおり決定した。

令和4年5月31日

京都府警察本部長 筒井 洋樹

1 落札に係る物品の名称及び数量

路側式道路標識 一式

2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

京都府警察本部総務部会計課

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

3 落札者を決定した日

令和4年4月1日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社建巧社

京都市右京区太秦西蜂ヶ岡町4

5 購入予定数量及び契約金額

区 分	予定数量	契約金額（税込）
主標識板	2,019枚	35,882,550円
補助標識板	878枚	4,555,100円
支柱等	1,366本（組）	16,130,400円

移設等	3,890箇所（枚）	5,027,000円
塗装	3㎡	4,950円

6 契約の方法

一般競争入札

7 入札公告日

令和4年2月14日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和4年5月31日

京都府警察本部長 筒井 洋樹

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

警察署用写真プリント装置（100台）の賃貸借一式

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和5年1月1日から令和9年12月31日まで

(4) 納入場所

京都府警察本部長が指定する場所

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課調度係

電話075-451-9111 内線2256

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和4年5月31日（火）から令和4年6月28日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ（[http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikai\\_k/nyusatsu/index.html](http://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikai_k/nyusatsu/index.html)）からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

## 3 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和4年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和4年京都府告示第1号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次のいずれかの業務種目に登録されているものであること。
  - ア 大分類「賃貸借」—小分類「コンピュータ機器」
  - イ 大分類「賃貸借」—小分類「複写機・印刷機」
- (3) 1の(1)の業務を賃貸借期間中に確実に履行することができる者と認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。

## 4 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した確認申請書及び確認資料に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (1) 提出期間等
  - ア 提出期間  
2の(2)のイに同じ。
  - イ 提出場所  
2の(1)に同じ。
  - ウ 提出方法
    - (ア) 持参により提出する場合  
提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。
    - (イ) 郵送により提出する場合  
書留郵便で提出期間内に必着のこと。
- (2) 確認通知  
入札参加資格の確認結果は、別途通知する。
- (3) その他
  - ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。
  - イ 3の(2)の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとするものは、次により資格審査を受けることができる。
    - (ア) 資格審査申請書の提出期間  
令和4年5月31日（火）から令和4年6月14

日（火）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前9時から午後5時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

- (イ) 資格に関する文書を入手するための手段  
原則として、京都府ホームページ（<http://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>）からダウンロードすること。
- (ウ) 提出場所及び問合せ先  
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係  
電話075-414-5428

## 5 入札手続等

## (1) 入札及び開札の日時、場所等

- ア 日時  
令和4年7月15日（金）午前10時
- イ 場所  
京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察本部本館入札室
- ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等
  - (ア) 受領期限  
令和4年7月14日（木）
  - (イ) 提出先  
〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3  
京都府警察本部総務部会計課長
  - (ウ) その他  
郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

## (2) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

## (3) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

## (4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## (5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書又は確認資料の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書又は確認資料に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

#### (6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

#### (7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### (8) 契約書作成の要否

要する。

#### 6 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

#### 7 契約保証金

免除する。

#### 8 その他

(1) この入札の実施については、1から7までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(2) 詳細は、入札説明書による。

(3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

#### 9 Summary

(1) The nature and quantity of the product to be leased

Lease of 100 photo printers used at each police station, 1 set

(2) The time, date and place for tender

10:00 AM Fri. July 15th, 2022

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(3) Time-limit for tender by mail

Thu. July 14th, 2022

(4) The time, date and place for the opening of tender

10:00 AM Fri. July 15th, 2022

Tender room in the Main building, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru,

Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

(5) Contact point for the notice

Accounting Division, Administrative Department, Kyoto Prefectural Police Headquarters

85-3 Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimochojamachi-dori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8550 Japan

TEL 075-451-9111 Ext.2256